

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	肺がん結核検診業務及び手数料徴収事務
委託業務場所	大津市及び草津市の一部
概要	40歳以上の市民を対象に肺がん結核検診を実施する。 〔内容〕問診、胸部エックス線検査、読影、結果説明、喀痰細胞診（50歳以上で喫煙指数600以上の者）、手数料徴収
契約期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	胸部エックス線検査(アナログ撮影) 1件につき 2,398円 胸部エックス線検査(デジタル撮影) 1件につき 2,923円 喀痰細胞診 1件につき 3,771円 胸部エックス線写真第二読影 1件につき 891円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕公益社団法人大津市医師会 〔所在地〕大津市長等一丁目1番35号 〔名称〕大津赤十字病院 〔所在地〕大津市富士見台16番1号 〔名称〕独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 〔所在地〕大津市和邇中298番地 〔名称〕大津赤十字志賀病院 〔所在地〕大津市本宮二丁目9番9号 〔名称〕地方独立行政法人市立大津市民病院
契約相手方の選定理由	市民がより身近な医療機関で検診が受けられる体制が必要であることから、市内の医療機関が加入する公益社団法人大津市医師会及び4病院と契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。